

沿岸広域振興局長告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年3月2日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0311100101	大松学園	自立支援施設 大松	釜石市甲子町第3地割139番地	平成24年3月1日